

別紙3 対応行動チェックリストのチェックポイント

項 目	チ ャ ッ ク ポ イ ン ト
A 3	避難所要時間の計算により、他の階段、通路に比べて極端に避難に時間を要する階段、通路がある場合は、限界時間内であっても必要に応じ、階段、通路ごとの避難人員の割り振りを見直す。この際、売場別等によりフロア内の区割りをを行い、避難方向と人員を適切に割り振る。
A 5	特にA 3のような場合には、事前計画の内容を把握しているかチェックする必要がある。
E 3	地階を出火箇所に設定した場合は、停電時最寄り階停止装置付であっても常用エレベーターは使用しない。
D 1	消火器による初期消火の場所は、想定出火箇所との距離だけでなく、排煙装置を起動した時の煙の流動方向（風上、風下）等を考慮した場所であったか、についてもチェックすること。
D 3	屋内消火栓による初期消火の場所は、想定出火箇所との距離だけでなく、出火箇所との間の遮蔽物等の放水障害についても考慮した場所であったか考慮してチェックすること。
D 1	消火器と屋内消火栓は必ずしも順番に使用する必要はない。
D 5	消防計画上初期消火に投入する人員が多い場合は、消火器、屋内消火栓を同時に使用しても支障ないものである。 また、屋内消火栓の使用時間についても、初期消火班のほかに十分な避難誘導員が確保されていれば、必ずしも30秒に限定する必要はない。
E 2	残留者の確認場所、方法は、消防計画に定められた要領によるものとする。
E 5	エスカレーターは、区画形成後であっても避難には使用しないこと。
E 6	エレベーターを停止してはならない場所は、出火区画に限らず出火階と解されたい。 なお、エレベーターの停止方法は、遠隔操作による停止、かご内の操作による停止等、各対象物の実態により判断する。
E 8	区画の形成完了後の報告は、避難に使用する防火シャッター（くぐり戸）、防火戸については、避難終了後の報告と合わせて行っても支障ないものであること
F 6	排煙設備を実際に起動することが困難な場合には、その起動要領を行うことをもって「起動」にかえてもやむを得ない。 ただし、特別避難階段の附室で窓を開放する等の方法により、自然排煙する場合は対応行動を省略することはできない。
F 7	出火後とは、実火災である旨の確認ができた後のことである。
F 8	避難終了後とは、避難所要時間を経過した後、避難誘導員が当該区画内の逃げ遅れ等の有無を確認すること。
G 1	消防隊の到着は、直近消防署所から検証対象物までの距離等により、119番通報から現場到着までに要すると見られる時間を経過した後とする。この時点から、消防隊への情報提供がなされるまでの時間、情報の内容について確認すること。
H 1	情報の一元化とは、防災センター等災害発生時に自衛消防活動の拠点となる場所に、対応行動の情報が集約しているかどうか確認する。
H 2	自衛消防隊相互の連絡とは、他階、あるいは他の隊員の対応行動状況を把握しているかについて確認すること。 連絡方法については、非常放送による隊員への周知等、対象物の実態に応じること。 特に順次避難を要する場合には、出火区画以外の区画の避難開始時期の把握がなされているか確認すること。